

報告第5号

令和5年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付して本会議に報告します。

令和6年9月6日提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和 5 年度 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	5.5	39.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結赤字額がないことを表す。



北中監査第 46 号
令和 6 年 8 月 23 日

北中城村長 比嘉 孝則 殿

北中城村代表監査委員 島田 聡子



北中城村監査委員 喜屋武 功



北中城村財政健全化審査に関する意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく財政健全化審査を終了しましたので、意見書を提出いたします。

記

令和 5 年度北中城村財政健全化審査意見書



分 類		種 別		第 種		保存年限		保存	
村 長	副 村 長	主 務 課 長		課 長		係 長		係	

*

*

令和5年度

北中城村財政健全化審査意見書

北中城村監査委員

*

*

1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準(%)
①実質赤字比率	△ 3.61	△ 6.87	△ 9.01	△ 5.91	15.00
②連結実質赤字比率	△ 38.34	△ 40.89	△ 42.22	△ 41.16	20.00
③実質公債費比率	5.6	5.6	5.6	5.5	25.0
④将来負担比率	62.2	53.7	41.4	39.6	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、対前年度比 3.10 ポイント増の △5.91% となっている。早期健全化基準の 15.00% と比較すると、これを下回っており良好である。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、対前年度比 1.06 ポイント増の △41.16% となっている。早期健全化基準の 20.00% と比較すると、これを大きく下回っており良好である。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は、対前年度比 0.1 ポイント減の 5.5% となっている。早期健全化基準 25.0% と比較すると、これを大きく下回っており良好である。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は、対前年度比 1.8 ポイント減の 39.6% となっている。早期健全化基準の 350.0% と比較すると、これを大きく下回っており良好である。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。